

すこやかに暮らすサービス

(1)各種検診

早期発見及び治療のため、各種検診を行っています。事前に予約が必要な場合がありますので、ご注意ください。

医療機関の検索など、詳しくは「堺市けんしん総合サイト」をご覧ください。



堺市けんしん総合サイト

令和6年4月 現在

検診名	対象者	実施場所	内容	自己負担金
肺がん・結核検診	【肺がん検診】 満40歳以上の市民	協力医療機関 * 予約制のところあり、 事前に確認必要	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・胸部エックス線 	令和6年度 無料
	【肺がん・結核検診】 満40歳以上の市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地区会場 (学校・地域会館等) ・保健センター 	たん検査は次の条件にあてはまる希望者のみ(事前に申し込みが必要) 50才以上で喫煙指数(タバコ1日本数×喫煙年数)＝600以上の市民	
胃がん検診	受診時の年齢が満50歳以上の偶数年齢の市民 ※奇数年齢の方については前回の偶数年齢時に受診していない場合に限り受診することができます。(事前に保健センターへ申請が必要)	協力医療機関 * 予約制のところあり、 事前に確認必要	<ul style="list-style-type: none"> ・問診 ・胃部エックス線検査 または内視鏡検査 	令和6年度 無料

<p>大腸がん検診</p>	<p>受診時の年齢が満40歳以上の市民</p>	<p>・協力医療機関 * 予約制のところあり、事前に確認必要</p>	<p>・問診 ・便潜血検査(2日法)</p>	<p>令和6年度 無料</p>
<p>子宮頸がん検診</p>	<p>受診時の年齢が満20歳以上の偶数年齢の市民(女性のみ) ※奇数年齢の方については前回の偶数年齢時に受診していない場合に限り受診することができます。(事前に保健センターへ申請が必要)</p>	<p>・協力医療機関 * 予約制のところあり、事前に確認必要</p>	<p>・問診・視診・内診 ・子宮頸部の細胞診</p>	<p>令和6年度 無料</p>
<p>乳がん検診</p>	<p>受診時の年齢が満40歳以上の偶数年齢の市民(女性のみ) ※奇数年齢の方については、前回の偶数年齢時受診していない場合に限り受診することができます。(事前に保健センターへ申請が必要)</p>	<p>・協力医療機関 * 予約制のところあり、事前に確認必要</p>	<p>・問診 ・視診 ・触診 ・マンモグラフィ検査(乳房エックス線撮影)</p>	<p>令和6年度 無料</p>
<p>肝炎ウイルス検査</p>	<p>① 20歳以上40歳未満の市民 ② 満40歳以上で他に職場検診等で肝炎ウイルス検査を受診する機会がない市民 ※過去に肝炎ウイルス検査を受診した方は除きます</p>	<p>市内協力医療機関 * 予約制のところあり、事前に確認必要</p>	<p>・B型肝炎ウイルス検査 ・C型肝炎ウイルス検査</p>	<p>無料</p>
<p>成人歯科検診</p>	<p>受診時の年齢が満20歳・25歳・30歳・35歳・40歳・50歳・60歳・70歳、71~74歳、75歳以上の生活保護受給者の市民</p>	<p>・「成人歯科検診を受けましょう」と掲示した市内の実施協力医療機関 * 予約制のところあり、事前に確認必要</p>	<p>・問診 ・口腔内診査 ・口腔衛生指導(歯みがきポイント) ・71歳以上の方には口腔機能チェック</p>	<p>500円</p> <p style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px;">* 市民税非課税世帯・生活保護世帯等に属する方は、事前に保健センター等へ申請すれば、無料</p>

骨粗しょう症 予防検診	受診時の年齢が満18歳以上の市民	・保健センター 事前に保健センターへ 電話等にてご予約を	・問診 ・踵骨（かかと）の超音波による検査（QUS法）※ ・結果説明 ・保健、栄養指導 ※QUS法とは、かかとの骨に超音波を当て、骨の強さを反映する測定方法です。	640円 <div style="border: 1px solid green; border-radius: 15px; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <small>※市民税非課税世帯・生活保護世帯等に属する方は、事前に保健センター等へ申請すれば、無料</small> </div>
------------------------	------------------	------------------------------------	---	---

■特定健康診査

生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）の状態にある人や予備群となっている人を選び出し、生活習慣改善のための指導（特定保健指導）を行っています。

特定健康診査は、40～74歳の方を対象に加入している医療保険者（堺市国民健康保険・組合健保・協会けんぽ・共済組合）により実施されます。また、75歳以上の方には、「大阪府後期高齢者医療広域連合」が実施する健康診査があります。

お問い合わせ先

- 40～74歳で堺市国民健康保険に加入されている方
 - ➡ 健康推進課（TEL222-9936）
 - または各保健センター（43ページ参照）
- 40～74歳で堺市国民健康保険以外に加入されている方
 - ➡ ご加入の医療保険者にご確認ください。
- 75歳以上の方
 - ➡ 大阪府後期高齢者医療広域連合（詳しくは50ページ参照）

※ 生活保護世帯等で健康保険に加入していない40歳以上の方は、同様の健康診査を受けられる制度があります。生活援護課の担当者におたずねください。

堺市国民健康保険被保険者の方へ

特定健康診査の自己負担額⇒ 無料

受診には特定健康診査受診券と堺市国民健康保険被保険者証が必要です。

実施場所：送付された受診券に同封の受診案内に記載のある特定健康診査実施協力医療機関

お問合せ先：健康推進課（TEL222-9936）

または各保健センター（43ページ参照）

(2)保健サービス

■健康教育・健康相談

各保健センターや地域会館等で、健康に関する講演会や相談を行っています。(無料)

健康教育

医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等を講師として、心身の健康に関する正しい知識の普及を図るため、講演会等を開催しています。

健康相談

医師、歯科医師、保健師、歯科衛生士、管理栄養士等が、心身の健康・食生活・歯と口の健康に関することを中心に個別の相談に応じ、必要な指導や助言を行っています。

歯科相談

歯周疾患予防等、歯と口の健康に関する相談、歯科保健指導等を行っています。

栄養相談

生活習慣病予防のための食事等について相談を受けています。

生活習慣病予防相談

生活習慣病とは、食生活や運動、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称です。皆さんの健康づくりのため、保健師等による相談を実施しています。

呼吸器疾患相談

15歳以上の方を対象にせき、たん、ぜん息発作、息切れ等の症状や呼吸器の病気の予防についての相談を行っています。(年数回、予約制)

お問い合わせ先 各保健センター (43ページ参照)
(呼吸器疾患相談のみ 保健医療課 TEL228-7582)

■健康づくり手帳の配布等

健康づくりに取り組む際に目標をたて、歩数・体重・血圧等を記録し、日々の健康づくりに役立てていただけるよう、健康づくり手帳を配布しています。(無料)
その他、日常の健康管理に役立つ健康情報も提供しています。

配布場所…保健センター(43ページ参照)等で配布します。



■インフルエンザの予防接種

以下の対象に当てはまる方は、インフルエンザの予防接種の助成があります。
実施期間は例年 10 月から翌年 1 月末まで。

対象者

- ① 本市の区域内に住所を有する 65 歳以上の方
- ② 本市の区域内に住所を有する 60 歳～65 歳未満の方のうち、
心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の
機能の障害を有し、その障害が身体障害者手帳 1 級程度の方

実施方法

本市の実施契約医療機関に予約のうえ、健康保険証など住所・年齢が確認
できるものを医療機関に提示してください。
(②の対象となる方は、身体障害者手帳または医師の診断書等も併せて
医療機関に提示してください。)

助成内容

自己負担金 1,500円で接種できます。

※生活保護世帯および支援給付受給世帯の方は、受給者証など証明できる
ものを医療機関に提示すれば無料で接種できます。

※市民税非課税世帯の方は、事前に保健センター等に申請を行えば自己負
担金が無料となる無料受診券を発行します。

■肺炎球菌ワクチンの予防接種

以下の対象に当てはまる方は、肺炎球菌ワクチンの予防接種の助成があります。
※対象者②は令和 6 年度に限ります。

対象者

- ① 本市の区域内に住所を有する 65 歳の方
- ② 本市の区域内に住所を有する 66 歳以上の方（令和 7 年 3 月 31 日
まで）
- ③ 本市の区域内に住所を有する 60 歳～65 歳未満の方のうち、
心臓、じん臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の

実施方法

本市の実施契約医療機関に予約のうえ、健康保険証など住所・年齢が確認
できるものを医療機関に提示してください。
(③の対象となる方は、身体障害者手帳または医師の診断書等も 併せて
医療機関に提示してください。)

助成内容

自己負担金 4,000円で接種できます。

※助成を受けることができるのは 1 人 1 回に限ります。

2 回目以降の接種は全額自己負担となります。

※生活保護世帯および支援給付受給世帯の方は、受給者証など証明でき
るものを医療機関に提示すれば無料で接種できます。

※市民税非課税世帯の方は、事前に保健センター等に申請を行えば

お問い合わせ先 各保健センター（43 ページ参照）、または感染症対策課（TEL 222-9933）

■精神保健福祉相談

こころの病気に関する受診相談やこころの健康に関する悩みや不安について、専門医師、精神保健福祉相談員、保健師が相談に応じます。(無料)

お問合わせ先 各保健センター(43ページ参照)

■医療相談

医療に関する疑問や不安の相談・問題解決へのアドバイス・情報提供・関係機関の案内を看護師などがお受けする相談専用電話です。(無料)

(※医療機関とのトラブルの仲介や医師の診断の是非等の判断はできません。)

- 相談受付日時 月～金曜日 9時～12時、12時45分～16時30分(祝日・年末年始を除く)
- 保健医療課 医療相談窓口専用電話 228-7973

■こころの電話相談

こころの健康に関することなど、こころの悩みに関する相談をお受けする相談専用電話です。(無料)

(※電話カウンセリングではなく、匿名で行い継続的な相談はうけておりません。)

- 相談受付日時 月～金曜日 9時～12時、12時45分～17時(祝日・年末年始を除く。)
- 相談専用電話 243-5500

<健康部・保健所の窓口一覧>

窓 口 名		T E L	F A X
健康部	健康推進課 (市役所本館6階)	222-9936	228-7943
	精神保健課 (市役所本館6階)	228-7062	228-7943
保健所	保健医療課 (市役所本館6階)	228-7582	222-1406
	感染症対策課 (市役所本館6階)	222-9933	222-9876
	食品衛生課 (市役所本館6階)	222-9925	222-1406
	環境業務課 (市役所本館6階)	222-9940	222-9876

保健センター 一覧

堺保健センター

堺区南瓦町3-1



堺区南瓦町3-1 堺市役所敷地内
TEL 238-0123 FAX 227-1593

中保健センター

中区高井沢町2470-7



中区高井沢町2470-7 中区役所内
TEL 270-8100 FAX 270-8104

東保健センター

東区日富荘原寺町195-1



東区日富荘原寺町195-1 東区役所内
TEL 287-8120 FAX 287-8130

西保健センター

西区鳳東町6丁600



西区鳳東町6丁600 西区役所内
TEL 271-2012 FAX 273-3646

南保健センター

南区桃山台1丁1-1



南区桃山台1丁1-1 南区役所内
TEL 293-1222 FAX 296-2822

北保健センター

北区新会岡町5丁1-4



北区新会岡町5丁1-4 北区役所内
TEL 258-6600 FAX 258-6614

美原保健センター

美原区黒山782-11



美原区黒山782-11
TEL 362-8681 FAX 362-8676

(3)後期高齢者医療制度

この制度は、人口の高齢化に伴い、高齢者の医療費が増える中で、高齢者の医療を社会みんなで公平に支え、高齢者が将来にわたって安心して医療を受けられるようにするために、平成20年4月に創設された医療制度です。

制度の運営は、大阪府内のすべての市町村が加入する「大阪府後期高齢者医療広域連合」が行います。広域連合が、被保険者の資格管理、保険料の賦課、医療給付等を行い、堺市は、保険料の徴収と各種申請や届出の受付などの窓口業務を行います。

■対象となる方

●75歳以上の方（75歳の誕生日当日から）

加入の手続きは不要です。誕生日の前月に後期高齢者医療被保険者証をお送りします。

●65歳以上75歳未満の方で、一定の障害がある方（広域連合の認定を受けた日から）

加入には、区役所保険年金課で障害認定の申請が必要です。

※申請して広域連合の認定を受けた後でも、75歳になるまでは障害認定を撤回することができます。区役所保険年金課で撤回届を提出してください。

※認定後、障害の程度の再判定により一定の障害に該当しなくなった場合は、速やかに後期高齢者医療制度の資格喪失の届出と新しい健康保険に加入する手続きが必要です。

■被保険者証

後期高齢者医療被保険者証を1人1枚ずつ交付します。

被保険者証の有効期限は、原則8月1日から翌年7月31日の1年間です。毎年7月に新しい被保険者証をお送りします。

■お医者さんにかかるとき

後期高齢者医療被保険者証を医療機関の窓口に表示してください。

医療機関での医療費の自己負担割合は次のとおりです。

一部負担の割合		所得の区分
①	1割	一般所得者等（②、③を除く）
②	2割	一定以上所得のある方【注1】
③	3割	現役並み所得者【注2】

【注1】一定以上所得のある方とは

現役並み所得者に該当せず、世帯内の被保険者のうち課税所得が28万円以上の方がいる場合で次の項目に該当する方。

- ・同一世帯に被保険者が1人の場合、年金収入+その他の合計所得金額が200万円以上
- ・同一世帯に被保険者が複数いる場合、年金収入+その他の合計所得金額の合計が320万円以上

【注2】現役並み所得者とは

前年の「地方税法上の各種所得控除後の所得（課税標準額）」が、145万円以上の被保険者及びこの方と同じ世帯に属する被保険者

※ただし、次に該当する方は、申請し認定を受けると、2割または1割負担となります。

- ・同一世帯に被保険者が1人の場合、被保険者本人の収入額が383万円未満のとき

- ・同一世帯に被保険者が複数いる場合、被保険者の収入の合計額が520万円未満のとき
- ・同一世帯に被保険者が1人で、その方の収入が383万円以上で、同じ世帯の70歳以上75歳未満の方との収入の合計額が520万円未満のとき

■医療費が高額になったとき

1ヵ月の医療費が高額になったとき（自己負担限度額を超えて支払った場合）は、申請をすると、自己負担限度額を超えた分が、高額療養費として払い戻されます（入院の場合の窓口負担は、世帯単位の限度額までとなります。）。

※高額療養費は、一度申請すると、登録されている口座情報が変更にならない限り自動的に登録口座に振込まれます。

※初めて高額療養費の支給対象となった方には、大阪府後期高齢者医療広域連合より支給申請書及びお知らせを送付します。

負担区分	負担割合	自己負担限度額（月額）[注1]		入院時食事療養標準負担額（一食につき）	入院時生活療養標準負担額（療養病床に入院したとき）	
		外来（個人ごと）	外来+入院（世帯ごと）		食費（一食につき）	居住費（一日につき）
現役並み所得者 [注2]	Ⅲ	252,600円 総医療費が842,000円を超えた場合は、超過分の1%を加算。 [注4]多数回該当140,100円		460円 ※指定難病患者と、平成28年3月31日において、1年以上継続して精神病棟に入院し、引き続き医療機関に入院する者は、260円	460円 （管理栄養士または栄養士により栄養管理が行われているなどの場合です。それ以外の場合は、420円となります。）	370円 ※老齢福祉年金受給者と境界層該当者は負担なし
	Ⅱ	167,400円 総医療費が558,000円を超えた場合は、超過分の1%を加算。 [注4]多数回該当93,000円				
	Ⅰ	80,100円 総医療費が267,000円を超えた場合は、超過分の1%を加算。 [注4]多数回該当44,400円				
一般	2割	18,000円 （年間上限144,000円）	57,600円 [注4]多数回該当44,400円			
	1割					
低所得者 [注3]	Ⅱ	8,000円	24,600円	入院90日まで 210円 入院91日以降[注5] 160円	210円	
	Ⅰ		15,000円	100円	130円 ※老齢福祉年金受給者と境界層該当者[注6]は100円	

※表中の記載内容は、令和6年4月1日現在のものです。

※2割負担となる方については、令和4年10月1日の施行後3年間（令和7年9月30日まで）は、外来診療における1ヵ月の窓口負担増加額を3,000円までに抑える配慮措置があります（入院の医療費は対象外）。

配慮措置の適用で払戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録している高額療養費の口座に、後日支給されます。

【注1】月の途中で75歳とされる方の場合、その誕生月においては、誕生日前に加入していた医療保険制度（国民健康保険・被用者保険など）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額が、それぞれ通常月の2分の1（半額）になります。

【注2】現役並み所得者Ⅲ・Ⅱ・Ⅰについて

(ア)現役並み所得者Ⅲとは、住民税課税所得が690万円以上ある被保険者及び同じ世帯に属する被保険者です。

(イ)現役並み所得者Ⅱとは、住民税課税所得が380万円以上ある被保険者及び同じ世帯に属する被保険者です。

(ウ)現役並み所得者Ⅰとは、住民税課税所得が145万円以上ある被保険者及び同じ世帯に属する被保険者です。

【注3】低所得Ⅱ・Ⅰについて

(ア)低所得Ⅱとは、住民税非課税世帯に属する被保険者です。

(イ)低所得Ⅰとは、住民税非課税世帯のうち、世帯全員の各所得が0円となる方です。

（公的年金等控除額は80万円として計算します。）

また、住民税非課税世帯に属する老齢福祉年金を受給している被保険者です。

【注4】多数回該当について

高額療養費に該当した月から直近1年間に、世帯単位で3回以上高額療養費に該当した場合の4回目以降の金額(他の医療保険での支給回数は通算されません。)

【注5】91日以降の入院について

低所得Ⅱと認定された日から90日を超えての入院が対象です。

【注6】境界層該当者について

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活保護を必要としない状態となる者。

●現役並み所得者の『限度額適用認定証』について●

平成30年8月から現役並み所得区分の細分化により、現役並み所得者の区分Ⅱ・Ⅰの方には、限度額適用認定証を発行しますので、医療機関等の窓口で被保険者証と併せてご提示ください。同一医療機関等での窓口負担について、『限度額適用認定証』を提示すれば、窓口負担が現役並み所得者の区分Ⅱ・Ⅰの限度額までとなります。

『限度額適用認定証』は、区役所保険年金課で交付申請をしてください。

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療の被保険者証

●住民税非課税世帯の『限度額適用・標準負担額減額認定証』について●

入院時食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額の減額について低所得Ⅱ・Ⅰの適用を受けるためには、医療機関の窓口で『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示していただく必要があります。同一医療機関等での窓口負担について、『限度額適用・標準負担額減額認定証』を提示すれば、窓口負担が低所得Ⅱ・Ⅰの限度額までとなります。

『限度額適用・標準負担額減額認定証』は、区役所保険年金課で交付申請をしてください。

【申請に必要なもの】

後期高齢者医療の被保険者証、老齢福祉年金証書（老齢福祉年金受給者で低所得Ⅰの適用を受ける場合）

■保険料

保険料は介護保険と同様、被保険者個人ごとに対して算定し、毎年7月に保険料額決定通知書を送付します。

保険料の納め方は、年金受給額等によって、次の2つに分かれます。

特別徴収 各年金支払月に年金から差し引かれます

原則として、次の①②の両方の条件に当てはまる方は、特別徴収になります。

- ① 介護保険料が年金から天引きされている。
- ② 介護保険料と後期高齢者医療保険料の合計額が、①で天引きされている年金受給額の半分を超えない。

※特別徴収をご希望でない方は、納付方法を口座振替に変更できます。

区役所保険年金課へお申し出ください。

普通徴収 納付書か口座振替で納付

特別徴収の条件①②にあてはまらない方は普通徴収になります。また、新たに後期高齢者医療制度の被保険者になった方も、はじめは普通徴収となります。

■保険料の算定方法

次の①②の合計額が保険料額となります。

- ① 被保険者均等割額（被保険者の方全員に等しくご負担いただくものです。）
- ② 所得割額（被保険者の方の所得に応じてご負担いただくものです。）

*①や②の保険料を決める基準（被保険者均等割額及び所得割率）は、大阪府後期高齢者医療広域連合が決定し、2年ごとに見直されます。

*保険料の負担限度額は80万円（年額）※です（令和6・7年度）。

※激変緩和措置として、令和6年度は、生年月日が昭和24年3月31日以前又は障害認定により資格取得した加入者においては、73万円となります。

①被保険者均等割額

被保険者全員が
均等に負担



②所得割額 所得に応じて負担

被保険者の
総所得金額等※ — 基礎控除額 × 所得割率

※主な総所得金額等の算定方法

- 1) 給与所得の場合：（給与収入金額－給与所得控除額）
- 2) 公的年金所得の場合：（年金収入金額－公的年金等控除額）
- 3) その他の所得の場合：（収入金額－必要経費）



■保険料の軽減

所得の低い方には保険料の軽減措置が適用されます。

(堺市が所得を把握している場合、自動的に適用されます。)

●被保険者均等割額の軽減

同一世帯内の、被保険者の方と世帯主の方の総所得金額等の合計額によって、保険料被保険者均等割額が軽減されます。

●被用者保険の被扶養者であった方への軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、被用者保険(会社の健康保険や共済組合、船員保険)の被扶養者であった方は、保険料が軽減されます。

※詳しい軽減内容については、年度ごとに変更する可能性があるため、区役所保険年金課へお問い合わせください。

■その他の給付

●療養費の支給

次のような場合で、診療に要した費用の全額を自己負担した場合、申請により、支給決定対象額が支給されます。

(ア) 急病などやむを得ない理由で被保険者証を病院等に提示できなかったとき。

(イ) 治療用装具(関節用装具・コルセット等で、医師の意見書が必要)を装着したとき。

(ウ) 海外で診療を受けたとき。

■高額介護合算療養費

後期高齢者医療制度と介護保険の両方に自己負担がある世帯で、1年間(毎年8月～翌年7月末)の自己負担額の合算額が下の表で設定される自己負担限度額を超える場合、申請を行うことで限度額を超えた額が支給されます。

負担区分		後期高齢者医療制度 +介護保険の自己負担限度額(年額)
現役並み 所得者	Ⅲ	212万円
	Ⅱ	141万円
	Ⅰ	67万円
一般		56万円
低所得	Ⅱ	31万円
	Ⅰ	19万円※

※低所得Ⅰで介護サービス利用者が複数いる世帯の場合、介護支給分については、低所得Ⅱの自己負担限度額31万円が適用されます。

■葬祭費の支給

亡くなられた被保険者の葬祭を行った方に対し、葬祭費として50,000円を支給します。区役所保険年金課へ申請してください。

【申請に必要なもの】

亡くなった方の被保険者証、申請者の口座情報がわかるもの、葬儀の領収書、葬祭を行った方の氏名が確認できるもの（葬儀の領収書に記載があれば不要）

■健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、生活習慣病の予防・早期発見のため、被保険者の方を対象に、年度内に1回無料で健康診査を行っています。

毎年4月下旬(年度途中で75歳になられた方は誕生月の翌月)に受診券を送付します。受診券と医療機関のリストが同封されていますので、受診をご希望の方は、リストに記載されている医療機関へ予約の上受診してください。受診の際は、被保険者証と受診券が必要です。

■歯科健康診査

大阪府後期高齢者医療広域連合では、誤嚥性肺炎などの口内環境が原因となる病気を予防するため、被保険者の方を対象に、年度内に1回無料で歯科健康診査を行っています。受診をご希望の方は、毎年4月下旬(年度途中で75歳になられた方は誕生月の翌月)に送付される歯科健康診査に関するチラシ、または大阪府後期高齢者医療広域連合のホームページに記載されている医療機関へ予約の上受診してください。受診の際は、被保険者証が必要です(受診券はありません。)

■訪問歯科健康診査

堺市在住の被保険者の方で、ご自宅で医療や介護を受けておられるなどにより、上記の医療機関での歯科健康診査の受診が困難な方は、訪問による歯科健診を実施しています。詳しくは、医療年金課またはお住まいの区の歯科医師会の在宅ケアステーションまでお問い合わせください。

堺・中・東・西・南・北区に在住の方

↳堺市歯科医師会在宅ケアステーション(TEL:072-243-1902)

美原区に在住の方

↳狭山美原歯科医師会在宅ケアステーション(TEL:072-368-6650)

■人間ドック費用助成事業

大阪府後期高齢者医療広域連合の被保険者の方で、人間ドックを受けられた場合、年度内1回に限り26,000円を上限として費用の一部を助成しています。

【申請に必要なもの】

人間ドックの領収書、検査結果通知書等の写し、被保険者証、口座情報のわかるもの

■お問い合わせ先

～後期高齢者医療制度に関すること～

●●大阪府後期高齢者医療広域連合●●

所在地：大阪府中央区常盤町1-3-8 中央大通 FN ビル8階

担当	おもな業務内容	TEL
資格管理課	被保険者資格、被保険者証、保険料に関すること	06-4790-2028
給付課	給付事務、健康診査、医療費通知、レセプト点検に関すること	06-4790-2031
総務企画課	事務局庶務、予算編成・経理、広域連合議会、広報広聴に関すること	06-4790-2029

ファックス 06-4790-2030 (各課共通)

～保険料の徴収、各種申請や届出の受付に関すること～

●●各区役所保険年金課・本庁医療年金課●●

窓口名	所在地	TEL	FAX
堺区役所 保険年金課	堺区南瓦町 3-1	228-7413	228-7539
中区役所 保険年金課	中区深井沢町 2470-7	270-8189	270-8171
東区役所 保険年金課	東区日置荘原寺町 195-1	287-8108	287-8621
西区役所 保険年金課	西区鳳東町 6-600	275-1909	275-1908
南区役所 保険年金課	南区桃山台 1-1-1	290-1808	290-1813
北区役所 保険年金課	北区新金岡町 5-1-4	258-6740	258-6894
美原区役所 保険年金課	美原区黒山 167-1	363-9314	363-0020
本庁 医療年金課	堺区南瓦町 3-1	228-7375	222-1452

(4) 重度障害者医療費助成制度

この制度は、重度障害者の方が健康を保ち、健やかに過ごせるよう、健康保険証を使って病院などにかかったときの費用の一部を公費で助成するものです。これは、所得によって対象者の制限があります。

対象者…健康保険加入者（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度など）
堺市内に住民登録があり、下記の資格要件をみたす方

資格要件

次のいずれかの障害の状態にある方で、下表の所得制限額以下の方

- ①身体障害者手帳の障害の等級が1級または2級に該当する方
- ②知的障害の程度が重度の方（療育手帳でA判定）
- ③知的障害の程度が中度（療育手帳でB1判定）で身体障害者手帳を持つ方
- ④精神障害者保健福祉手帳の等級が1級に該当する方
- ⑤特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を持つ方で、障害年金（又は特別児童扶養手当）1級第9号に該当する方

所得制限額

扶養人数	所得制限額
0人	472万1千円以下
1人	510万1千円以下
2人	548万1千円以下



■申請の方法

所管の区役所保険年金課へ申請してください。該当する方に医療証を交付します。

【申請に必要なもの】

- ・健康保険証
- 資格要件の①～③に該当する方
 - ・身体障害者手帳、療育手帳または判定書
- 資格要件の④に該当する方
 - ・精神障害者保健福祉手帳
- 資格要件の⑤に該当する方
 - ・特定医療費（指定難病）受給者証または特定疾患医療受給者証
 - ・障害年金受給の方は年金証書
 - ※障害年金を受給されていない場合、主治医による意見書で申請することができます。詳しくはお問い合わせください。
 - ・特別児童扶養手当受給の方は特別児童扶養手当証書
- 転入された方はマイナンバー確認書類と本人確認書類もしくは前住所地発行の所得証明書

■お医者さんにかかるとき

健康保険証と医療証の両方を病院などの窓口に提示してください。

※医療証は大阪府外では使用できません。

・一部自己負担額について

1 医療機関（同一医療機関でも、入院・通院・歯科は別医療機関とみなします。）あたり、各日500円までの一部自己負担額を負担していただきます。

※対象者1人あたりの一部自己負担額が、1か月3,000円（健康保険適用分のみ）を超えた場合、申請により超えた額をお返しします。申請は事前の口座登録により自動償還となりますので、超えた額が生じたときに申請案内を送付します。（案内は受診された月から概ね3か月以降となります。）

■次の場合は、申請により還付できます

① 大阪府外で受診したとき、またはやむを得ず医療証を提示せずに受診したとき

② コルセットなどの治療用装具の代金を支払ったとき。

上記に該当した場合、加入している健康保険に療養費の支給申請をしてください。支給決定通知書が交付された後、下記の申請に必要なものを持参のうえ、申請してください。

【申請に必要なもの】

- ・領収書（受診者名、診療月、保険診療点数、領収金額など必要項目の記載があるもの）
- ・重度障害者医療医療証
- ・健康保険証
- ・振込先口座のわかるもの（預金通帳など）
- ・コルセットなどの治療用装具を作成した場合は、医師の意見書および装具装着証明書（コピー可）、健康保険の支給決定通知書

お問合わせ先

窓 口 名	所 在 地	T E L	F A X
堺区役所 保険年金課	堺区南瓦町 3-1	228-7413	228-7539
中区役所 保険年金課	中区深井沢町 2470-7	270-8189	270-8171
東区役所 保険年金課	東区日置荘原寺町 195-1	287-8108	287-8621
西区役所 保険年金課	西区鳳東町 6-600	275-1909	275-1908
南区役所 保険年金課	南区桃山台 1-1-1	290-1808	290-1813
北区役所 保険年金課	北区新金岡町 5-1-4	258-6743	258-6894
美原区役所 保険年金課	美原区黒山 167-1	363-9314	363-0020

(5)ひとり親家庭医療費助成制度

この制度は、ひとり親家庭の方が健康を保ち、健やかに過ごせるよう、健康保険証を使って病院などにかかったときの費用の一部を公費で助成するものです。これは、所得によって対象者の制限があります。

対象者…健康保険加入者（国民健康保険、被用者保険、後期高齢者医療制度など）
堺市内に住民登録があり、下記の資格要件をみたす方

資 格 要 件

次に該当する方で、下表の所得制限額未満の方

ひとり親家庭の父、母または養育者と、そのひとり親等により養育等される18歳（18歳に達した日以後の最初の3月31日）までの児童。父、母または養育者は下表A欄、孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者は下表B欄を参照

所得制限額

扶養人数	父、母、養育者 A	扶養義務者等 B
0人	192万円未満	236万円未満
1人	230万円未満	274万円未満
2人	268万円未満	312万円未満

■申請の方法

所管の区役所保険年金課へ申請してください。該当する方に医療証を交付します。

【申請に必要なもの】

- 健康保険証
- 児童扶養手当証書（児童扶養手当を受けている方。申請中の方は受付証でも可）
- 年金証書（申請中の方は受付証でも可）
- 戸籍の全部事項証明（申請者と児童の戸籍謄本）
- 転入された方はマイナンバー確認書類と本人確認書類
もしくは前住所地発行の所得証明書

ひとり親家庭となった要件により必要な書類などが異なりますので、詳しくは所管の区役所保険年金課へお問い合わせください。



■お医者さんにかかるとき

健康保険証と医療証の両方を病院などの窓口に提示してください。

※医療証は大阪府外では使用できません。

・一部自己負担額について

1 医療機関（同一医療機関でも、入院・通院・歯科は別医療機関とみなします。）あたり、月2日を限度に各日500円までの一部自己負担額を負担していただきます。

※対象者1人あたりの一部自己負担額が、1か月2,500円（健康保険適用分のみ）を超えた場合、申請により超えた額をお返しします。申請は事前の口座登録により自動償還となりますので、超えた額が生じたときに申請案内を送付します。（案内は受診された月から概ね3か月以降となります。）

■次の場合は、申請により還付できます

①大阪府外で受診したとき、またはやむを得ず医療証を提示せずに受診したとき

②コルセットなどの治療用装具の代金を支払ったとき。

上記に該当した場合、加入している健康保険に療養費の支給申請をしてください。支給決定通知書が交付された後、下記の申請に必要なものを持参のうえ、申請してください。

【申請に必要なもの】

- ・領収書（受診者名、診療月、保険診療点数、領収金額など必要項目の記載があるもの）
- ・ひとり親家庭医療医療証
- ・健康保険証
- ・振込先口座のわかるもの（預金通帳など）
- ・コルセットなどの治療用装具を作成した場合は、医師の意見書および装具装着証明書（コピー可）、健康保険の支給決定通知書

お問合わせ先

窓口名	所在地	TEL	FAX
堺区役所 保険年金課	堺区南瓦町 3-1	228-7413	228-7539
中区役所 保険年金課	中区深井沢町 2470-7	270-8189	270-8171
東区役所 保険年金課	東区日置荘原寺町 195-1	287-8108	287-8621
西区役所 保険年金課	西区鳳東町 6-600	275-1909	275-1908
南区役所 保険年金課	南区桃山台 1-1-1	290-1808	290-1813
北区役所 保険年金課	北区新金岡町 5-1-4	258-6743	258-6894
美原区役所 保険年金課	美原区黒山 167-1	363-9314	363-0020